

平成 26 年度当初予算案主要事項説明

款(民生費) ・項(児童福祉費)

事業名	子ども・子育て支援事業計画策定事業																	
予算額	2,588千円	新規・継続の別	新規															
事業内容	<p>目的・趣旨 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月10日に可決成立したことに伴い、適切な環境が確保されるよう計画を策定するものである。</p> <p>実施内容 平成25年度に実施した地域での子ども・子育てに係るニーズ調査をもとに、子ども・子育て関連3法や国の基本指針に即し、教育・保育、子育て支援事業の供給体制の確保及び子ども子育て支援業務の円滑な実施に関する「市町村子ども子育て支援事業計画」の策定を行う。</p> <p>実施場所 南山城村</p> <p>事業費の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">報酬</td> <td style="width: 60%;">子ども子育て会議委員報酬</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">68千円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、印刷経費</td> <td style="text-align: right;">30千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">38千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>計画策定業務委託</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,452千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,588千円</td> </tr> </table>			報酬	子ども子育て会議委員報酬	68千円	需用費	消耗品費、印刷経費	30千円	役務費	通信運搬費	38千円	委託料	計画策定業務委託	2,452千円	合計		2,588千円
報酬	子ども子育て会議委員報酬	68千円																
需用費	消耗品費、印刷経費	30千円																
役務費	通信運搬費	38千円																
委託料	計画策定業務委託	2,452千円																
合計		2,588千円																
担当課	保健福祉課																	

平成 26 年度当初予算案主要事項説明

款(民生費) ・項(社会福祉費)

事業名	社会福祉施設整備費補助事業		
予算額	987千円	新規・継続の別	新規
事業内容	<p>目的・趣旨 障害者の親亡き後の生活の場の確保、家族からの自立のための生活の場の確保及び生活支援のため、社会福祉法人いづみ福祉会が建設するケアホームの建設資金の一部を補助するもの。</p> <p>実施内容 社会福祉法人いづみ福祉会が運営しているケアホームのうち、第一いづみ荘（借家、木造、3階建、4人入居）が消防法の改正等により不適格物件とされ、早急に移転先を見つけなければならない状況であること及び障害者を支援している親世代の高齢化に伴い、ケアホーム入所の要望が増大している中、新しく10人入所のケアホームを建設し、移転されます。予定建設費用 80,000,000 円のうち、京都府の建設補助金に相当する金額 6,334,000 円をを、いづみ福祉会の範囲である木津川市、笠置町、和束町、南山城村で利用者割、人口割、均等割で按分し補助するものである。</p> <p>建設場所 京都府木津川市加茂町地内</p> <p>事業費の算出 補助金 987千円</p>		
担当課	保健福祉課		

平成 26 年度当初予算案主要事項説明

款(民生費) ・ 項(社会福祉費)

事業名	臨時福祉給付金事業																																		
予算額	13,655 千円	新規・継続の別	新規																																
事業内容	<p>目的・趣旨 消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付措置を行うもの。</p> <p>実施内容 給付額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出割合が高いことを踏まえ、消費税率の引き上げによる 1 年半分の支出額の増加分を参考として、対象者一人につき 10,000 円を一回限りで支給する（老齢基礎年金受給者等については 5,000 円加算）。</p> <p>給付対象者については、平成 26 年 1 月 1 日現在に南山城村に住所を置くものであって、申請時に引き続き住所を置くもの。かつ、本人・扶養世帯が平成 26 年度市町村民税均等割非課税の者（村に住所があり村民税均等割非課税であっても、他の者がその者を扶養控除で取っていて課税である場合は除かれる）。</p> <p>実施場所 南山城村</p> <p>事業費の算出</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">歳入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国庫補助金（10 / 10）</td> <td style="text-align: right;">13,655 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">歳出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費（賃金、旅費、需用費、役務費）</td> <td style="text-align: right;">427 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>委託料 システム開発費</td> <td style="text-align: right;">1,728 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>交付金 800 人 × 10,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">700 人 × 5,000 円</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,500 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">13,655 千円</td> </tr> </table>			歳入					国庫補助金（10 / 10）	13,655 千円		歳出					事務費（賃金、旅費、需用費、役務費）	427 千円			委託料 システム開発費	1,728 千円			交付金 800 人 × 10,000 円				700 人 × 5,000 円	11,500 千円			合計		13,655 千円
歳入																																			
	国庫補助金（10 / 10）	13,655 千円																																	
歳出																																			
	事務費（賃金、旅費、需用費、役務費）	427 千円																																	
	委託料 システム開発費	1,728 千円																																	
	交付金 800 人 × 10,000 円																																		
	700 人 × 5,000 円	11,500 千円																																	
	合計		13,655 千円																																
担当課	保健福祉課																																		

平成 26 年度当初予算案主要事項説明

款(民生費) ・項(児童福祉費)

事業名	子育て臨時給付金支給事業																																										
予算額	2,670千円	新規・継続の別	新規																																								
事業内容	<p>目的・趣旨 消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。</p> <p>実施内容 平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者に対し、平成26年1月分の児童手当の対象となる児童一人当たり1万円を1回限りで支給するもの。なお、臨時福祉給付金の対象となる児童については、子育て臨時給付金の対象外とする。</p> <p>実施場所 南山城村</p> <p>事業費の算出</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">歳入</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%;">国庫補助金(10/10)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2,662千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">歳出</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">25千円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">41千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手数料 口座振込手数料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">22千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>システム開発費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">432千円</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>子育て臨時給付金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">215人 × 10,000円</td> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,150千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,670千円</td> </tr> </table>			歳入					国庫補助金(10/10)		2,662千円	歳出				需用費	消耗品費		25千円	役務費	通信運搬費		41千円		手数料 口座振込手数料		22千円	委託料	システム開発費		432千円	交付金	子育て臨時給付金				215人 × 10,000円		2,150千円		合計		2,670千円
歳入																																											
	国庫補助金(10/10)		2,662千円																																								
歳出																																											
需用費	消耗品費		25千円																																								
役務費	通信運搬費		41千円																																								
	手数料 口座振込手数料		22千円																																								
委託料	システム開発費		432千円																																								
交付金	子育て臨時給付金																																										
	215人 × 10,000円		2,150千円																																								
	合計		2,670千円																																								
担当課	保健福祉課																																										